

未就学児まで拡大

こども医療費助成 平成26年7月から現物給付の対象年齢を拡大しました

下野市では、お子様の健康の増進と保護者の方の利便性を図るため、平成26年7月診療分から県内の医療機関等において、現物給付の対象年齢を※未就学児まで拡大しました。

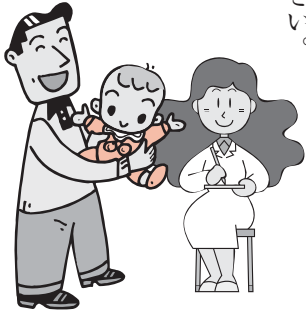
※未就学児：6歳の誕生日到達後、最初の3月31日までのお子様

資格者証の色が変わります

助成制度の変更により、こども医療費受給資格者証の色が変わります。平成26年7月以降は対象区分の色の受給資格者証をご利用ください。

○3歳以上の場合
平成26年7月以降、年齢到達や就学により対象区分が変わるお子様へは、随時、該当する色の受給資格者証を郵送します。

○3歳未満の場合
3歳未満のお子様につきましては、今までの受給資格者証を継続してご利用ください。



県外の医療機関は現物給付の対象外となります （助成の流れ）

○県内の医療機関等を受診する場合
「こども医療費受給資格者証」（ピンク色またはオレンジ色）及びお子様の「健康保険証」を提示することで、入院・通院・調剤にかかる保険診療負担の窓口でのお支払いがなくなります。

○県外の医療機関等を受診する場合
及び小学生以上のお子様を受診する場合
窓口で保険診療分の金額をお支払いいただき、診療月の翌月から1年以内に「こども医療費助成申請書」で市に申請してください。

ご利用上の注意

- 「こども医療費受給資格者証」及びお子様の「健康保険証」を提示しないと現物給付を受けることができません。
- 重度心身障がい者医療費助成、またはひとり親家庭医療費助成を受けている未就学のお子様は、こども医療費が優先となります。
- 制度拡大で現物給付対象となる

④ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当するけがについては共済制度が優先となりますので、現物給付の対象とはなりません。

受給資格者証の色と助成方法

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
3歳未満	ピンク色	現物給付	償還払い
3歳～未就学児	オレンジ色		
小学生～中学生	ベージュ色	償還払い	

問い合わせ先
社会福祉課 ☎(52)1112

広報6月号こども医療費助成記事、15ページ目最後段に一部誤りがありました。おわびして訂正いたします。
正 年齢到達や就学により
誤 年齢到達や就学により

子育てに役立つ情報が知りたい
子育て支援サイト
下野市「ママフレ」が便利です！

子育てに関する行政情報を「届出」「健康」「お金」など分け、分かりやすく探しやすいサイトです。スマホからも利用できて便利。いつでも見ることが出来ます。ブラウザの「お気に入り」などに登録しておけば、困ったときなどすぐに見ることが出来ます。

無料で、登録などの手続きも不要です。ママもパパも今すぐアクセス！
（PCなどの方は市ホームページからアクセスしてください。）



問い合わせ先
総合政策課 ☎(40)56500